

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に基づき、稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業の客観的な評価の結果を公表します。

平成 21 年 6 月 30 日

稚内市長 横 田 耕 一

稚 内 市

(仮称) 生ごみ中間処理施設整備・運営事業

特定事業の選定について

平成21年6月30日

稚 内 市

目次

1. 事業内容	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設の種類	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業目的	1
(5) 事業内容	1
(6) 事業範囲	1
(7) 事業方式	2
(8) 事業期間	2
(9) 事業者の収入に関する事項	3
(10) 土地及び施設に関する事項	3
2. 市が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価	4
(1) 評価の方法	4
(2) 定量的評価	4
(3) 定性的評価	6
(4) 総合評価	7

1. 事業内容

(1) 事業名称

稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物中間処理施設（エネルギー回収推進施設）

(3) 公共施設等の管理者

稚内市長 横田 耕一

(4) 事業目的

稚内市（以下「市」という。）では、「稚内市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」に基づき、廃棄物の減量化に取り組んできているが、生ごみの中間処理は、リサイクル率や減量処理率の向上につながるばかりでなく、最終処分場の延命に寄与するとともに、衛生的な埋立処分にもつながるものであることから施設整備が不可欠となっている。

本事業は、廃棄物埋立量の減量を進めるとともに、廃棄物を資源として活用し、循環型社会形成の推進を図ることを目的として整備・運営を行うものである。

(5) 事業内容

本施設の処理方式はメタン発酵バイオガス化方式とし、施設規模は受入量最大 34 t/日、処理量最大 23 t/日で、本市から排出される生ごみ等の一般廃棄物及び下水道汚泥、水産廃棄物の減容化を行うと共に、微生物による発酵によりバイオガス（メタンガス）の回収を行いエネルギーとして活用を行う。

(6) 事業範囲

事業者は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、新たに本施設を設計、建設し、運営業務、維持管理業務等を遂行する。

PFI事業者（以下「事業者」という。）が行う主な業務は次のとおりとする。

- ① 本施設の設計及び建設に関する業務
 - ・ 事前調査
 - ・ 本施設に関する設計
 - ・ 国庫補助金等申請等の手続きの実施支援（関連機関等の協議含む）
 - ・ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続
 - ・ 生活環境影響調査（市で実施済みの部分を除く）

- ・ 着工準備（用地造成、インフラ整備等、整備に伴う各種申請等）
 - ・ 本施設に係る建設工事及び建設に伴う各種申請等
 - ・ 工事監理
 - ・ 試運転業務
 - ・ 本施設の引き渡し
 - ・ 本市が行う近隣対応への協力
 - ・ その他、本施設の設計及び建設を実施する上で必要な業務
- ② 本施設の運営及び維持管理に関する業務
- ・ 本施設の運営及びその他関連業務
 - ・ 処理施設の運転及びその関連業務
 - ・ 処理施設の保守管理、点検修繕
 - ・ 発生ガス等のエネルギー活用
 - ・ 発生残渣等の処理及び活用
 - ・ ユーティリティ等の調達・管理
 - ・ 環境衛生管理
 - ・ 清掃
 - ・ 除雪
 - ・ 警備
 - ・ 見学者への対応
 - ・ 市が要請する運転管理データ等の整理への協力
 - ・ その他、本施設の運営及び維持管理を実施する上で必要な業務

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施する。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

設計・建設期間：平成22年4月から平成24年3月までの2年間とし、試運転期間を含むものとする。

運営・維持管理期間：平成24年4月から平成39年3月までの15年間とする。

ただし、事業者は、運営・維持管理期間終了後の措置について、運営開始後13年目（事業期間終了3年前）の時点において、市との協議を開始するものとする。

(9) 事業者の収入に関する事項

本事業は、市が事業者からサービスを購入する形態の事業であり、本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

① 市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用については、事業期間中、市と事業者が締結する事業契約に定める額を支払う。

② 市は、事業者が実施する施設の維持管理・運營業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。

委託料は、物価変動に基づき、年に1回見直すことができる。

③ 副生成物、余剰エネルギー等の売却による収入は事業者の収入とする。

なお、エネルギー活用方法については事業者の提案によるものとする。

(10) 土地及び施設に関する事項

市は、本事業の用に供するために、設計・施工期間中は、市有地を事業者は無償貸与し、運営・維持管理期間中は、市有地及び本施設を事業者は無償貸与する。

2. 市が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業実施方針」に基づき、事業期間全体に渡るコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業に対する応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

1) 前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の主な内容	①設計及び建設に係る費用 ・建設費（国庫補助金等相当額を除く） ・設計費 ・着工準備に係る費用等 ②運営及び維持管理に係る費用 ・人件費 ・補修費 ・用役費 等 ③起債の支払利息	①整備・運営委託料 ・建設費の一部（起債相当分） ・割賦払金 ・維持管理委託料 ②モニタリング費用 ③起債の支払利息 （注）事業者からの税収（市税）については調整を行う。
事業期間	設計・建設期間：2年、運営・維持管理期間：15年	
施設内容	・処理システム：メタン発酵バイオガス化方式 ・処理対象 一般廃棄物（生ごみ）：年間4,200トン程度（日量11.5トン程度） 下水道汚泥：年間2,100トン程度（日量5.8トン程度） 水産廃棄物：年間500トン程度（日量1.4トン程度） ・処理能力 メタン発酵槽の処理能力：1日最大23トン 受入設備の受入能力：1日最大34トン	

	市が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
設計及び建設に係る費用	事前に実施したアンケート及び聞き取り調査にて、民間事業者が提示した額をもとに設定した。	事前に実施したアンケート及び聞き取り調査に基づき、工事費及び設計費等について、市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
運営・維持管理に関する費用	事前に実施したアンケート及び聞き取り調査にて、民間事業者が提示した額をもとに設定した。(人件費を除く) 人件費については、市及び他都市の実績値をもとに設定した。	事前に実施したアンケート及び聞き取り調査に基づき、補修費及び用役費等について、市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定した。 人件費については、事前に実施したアンケート及び聞き取り調査にて、民間事業者が提示した額をもとに設定した。
資金調達に関する事項	①国庫補助等 ^{※1} ②起債 ^{※2} ③一般財源 ^{※3}	①国庫補助等 ②資本金 ③民間金融機関借入 ^{※4} (注) 建設費の一部については市が起債により調達する。
共通条件	割引率 4%、物価上昇率 0%	

※1：国庫補助等対象事業について循環型社会形成推進交付金交付要綱に準じた交付率より算定した。

※2：地方債許可方針等に準じた充当率より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し、金融機関が合理的と判断できる水準とした。

※3：総事業費から国庫補助金等、起債額を除いた額より算定した。

※4：総事業費から国庫補助金等、起債額、資本金を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し、金融機関が合理的と判断できる水準とした。

2) 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施した場合の市の財政負担額と P F I 事業により実施する場合の市の財政負担を事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを割引率により現在価値換算した。

3) 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施した場合に比べて、P F I 事業により実施した場合は、事業期間中の市の財政負担額が、約 8.4%削減されることが見込まれる。

(3) 定性的評価

本事業をPFI事業で実施した場合、上記のような定量的評価に加え、以下のような定性的評価が期待できる。

1) 回収ガスのエネルギー活用及び副生成物の有効活用

回収ガスのエネルギー活用及び副生成物の有効活用については、民間ノウハウの提供を求めることにより選択肢が広がり、より多くの有効活用が図られ、その結果として、市の最終処分場への埋立量が削減され、その使用可能年数が増加することが期待できる。

また、廃棄物を資源として活用することにより、循環型社会形成の推進に寄与することができる。

2) 設計及び建築、プラント工事の一体化

建築工事とプラント工事を一括して発注することにより、事業者は設計・建設に係る品質、工程、安全面等の進行管理を自らの裁量のもとで実施することが可能となる。この結果、効率性が高まり、工期の短縮が期待できるとともに、安全で円滑な整備事業の遂行が期待できる。

3) 施設整備と運営・維持管理業務の一体化

施設整備と運営・維持管理業務を一括して発注することにより、事業者は運営・維持管理を踏まえた設計・建設を自らの裁量のもとで実施することが可能となる。この結果、運営・維持管理の効率性が高まるとともに、品質の高い事業の遂行が期待できる。

4) 安全で効率的な運営

公共事業に企業会計を導入することにより、事業全体の収支計画を遵守すべく事業者のコスト意識が高まる。また、民間ノウハウを活用することによって、事業者自らの裁量による絶え間ない業務改善や新技術に対する柔軟な適応が図られる。

したがって、PFI事業においては、公共から移転したリスクを適正に管理し、安全で効率的な運営が期待できる。

5) 財政支出の平準化

整備段階における財源に関しては、従来、国庫補助金等と起債以外に市の一般財源から構成されていたが、PFI事業として実施した場合、一般財源部分を民間金融機関からの借入で対応するため、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業で実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、その財政負担額は、市が自ら実施した場合に比べ、事業全体を通して約8.4%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。また、環境にやさしい資源循環型社会の実現を図る上でも事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。